

意見書

平成 22 年 2 月 19 日

情報通信審議会

電気通信事業政策部会長 殿

郵便番号 105-7317
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号
(ふりがな) かぶしがいしゃ
氏 名 ソフトバンクモバイル株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちやうけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」の改正案に対し、別紙のとおり意見を提出します。

このたびは、『「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」の見直しに対する意見募集』に関し、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。

以下のとおり弊社共の意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

■改正箇所への意見

条項	見直し箇所	意見
第一条 -2	<p>線路を設置するために使用することができる設備の設備保有者(第十四条第一項に規定する一束化設備保有者及び第十五条に規定する支線保有者を除く。以下同じ。)には電気通信事業者、電気事業者、鉄道事業者その他の公益事業者が、<u>空中線を設置するために使用することができる設備の設備保有者には電気通信事業者がそれぞれ該当するものとする。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> 「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」(以下、「本ガイドライン」という。)改正案において、空中線を設置するために使用することができる設備の設備保有者には電気通信事業者が該当するものとされていますが、現状で電気事業者からの借用事例等もあることを踏まえれば、空中線を設置するために使用することができる設備の設備保有者には電気通信事業者のみでなく、電気事業者、鉄道事業者も含めるべきと考えます。
第三条	<p>(貸与拒否事由等) 使用を希望する区間又は場所に現に空きが無い場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> 鉄塔借用を考慮すると、支障をきたさない十分な強度を確保する必要があるため、本ガイドラインの貸与拒否事由等の区間や場所の記載に加えて、鉄塔の強度も考慮すべきと考えます。また、その強度を確保するために、強度に関する合理的な統一基準等を設けるべきと考えます。

■鉄塔等の共用に関するルール整備からの全般的な意見

本ガイドラインにおける「貸与の対価」として、「原則として、減価償却費及び保守運営費に、他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税の合計額を加えて算定するものとし、設備保有者は、事業者に対し、当該原価に基づく適正な設備使用料を求めることができる」と定められていますが、元国有企業という経歴を有する事業者や市場支配的な事業者においては「事業の非効率性」が内在化されている可能性があり、当該規定に従って貸与の対価を設定する場合、鉄塔共用にかかる貸与費用は高額になることも想定されるため、当該事業者の費用の算出方法については、非効率性を排除した、より厳格な算定方法を定めるべきと考えます。

以 上